

(1)発生日時等

覚知時刻：12月22日(木)10時28分
鎮圧時刻：12月22日(木)20時50分
鎮火時刻：12月23日(金)16時30分

(2)被害状況

負傷者：17名
焼失面積：約40,000㎡
焼損床面積：30,213.45㎡

(3)火災の状況等

○過去の大火

糸魚川市では3度大火があり、昭和7年の際には、今回の区域を含んだエリアが延焼。

○強い南風

出火当日の10時30分から19時までの間は、南風が吹き、風速は10m/s前後、12時10分には最大瞬間風速24.2m/sであった。

○被災地区の状況

準防火地域に指定されている一方、実態としては、古い建物が多く、準防火地域における木造建物の外壁や開口部に必要な防火上の対策(モルタル、せっこうボード等の防火被覆や防火窓の設置など)が行われていない建物が混在していたものと推定。

○飛び火による延焼

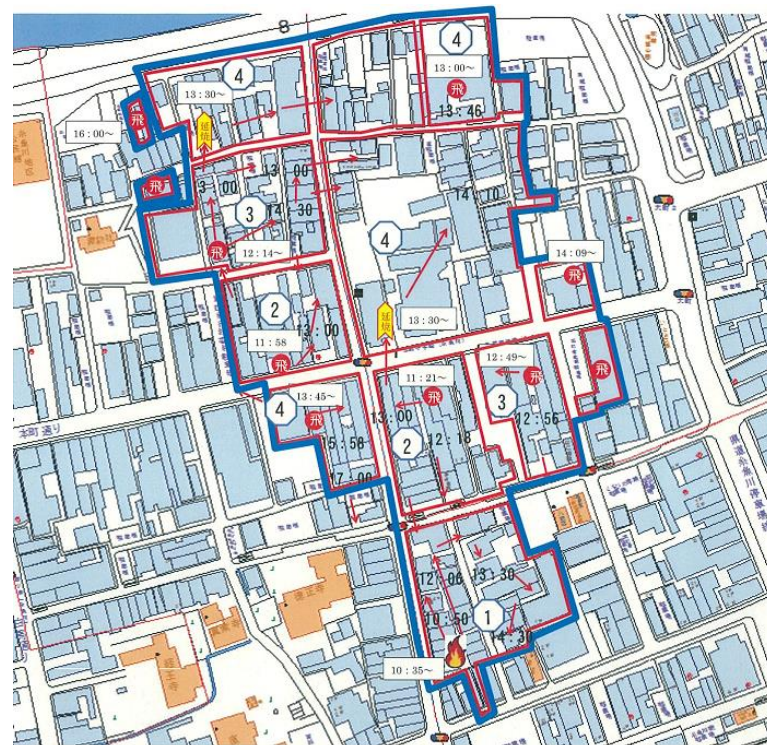
住民への聞き取り、映像の解析、現場の焼損状況等から、飛び火による延焼があった可能性のある範囲が、10か所確認されている。



糸魚川市における準防火地域指定状況



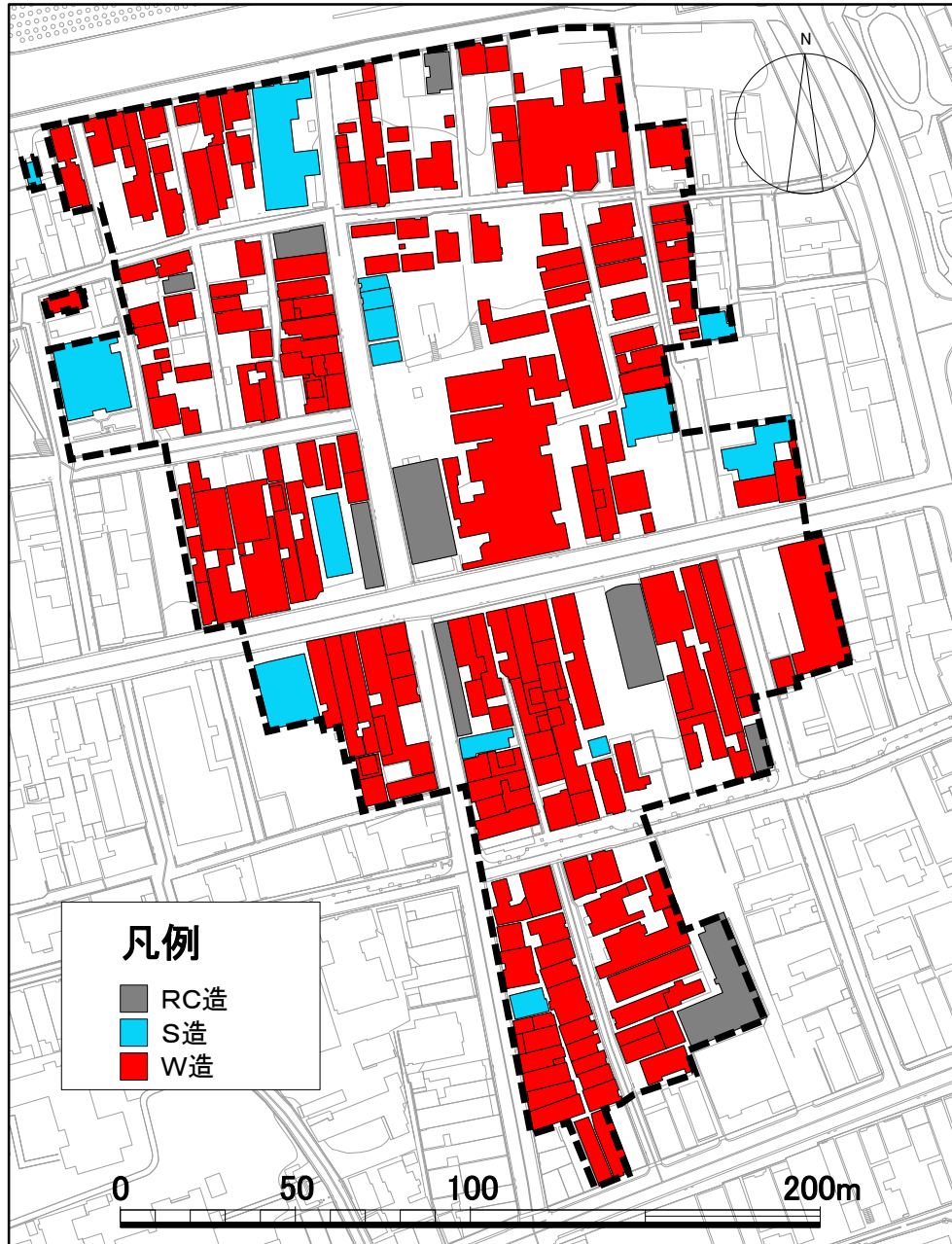
火元建物付近の様子



○ は、エリアの延焼順位。
● は、エリア内での延焼開始地点。
○○:○○ は、エリア内での延焼開始時間。
○○:○○ は、表示されている付近の延焼中の時間。
→ は、延焼経路を示す。



延焼状況経路図(糸魚川市消防本部提供)



表：被災建築物の構造別整理表

構造	棟数	想定される 外壁等の性能
木造	215	裸木造
		準防火構造
		防火構造
鉄骨造	16	準耐火構造
鉄筋コンクリート造	9	耐火構造
合計	240	

被災地域の指定状況

- ・ 屋根不燃区域の指定：昭和26年
- ・ 準防火地域の指定：昭和35年

＜留意事項＞

- 本資料は、登記簿情報及び糸魚川市から提供された地形図に基づいて、被災地域における建築物を構造別に整理したものである。
- 被災範囲は、総務省消防庁から示されたエリアを対象としている。
- なお、上記データは、登記された建築物（附属建築物を含む。）ごとに棟数を集計しているため、被害報などで公表されている被災建築物の棟数（147棟）と一致しない。

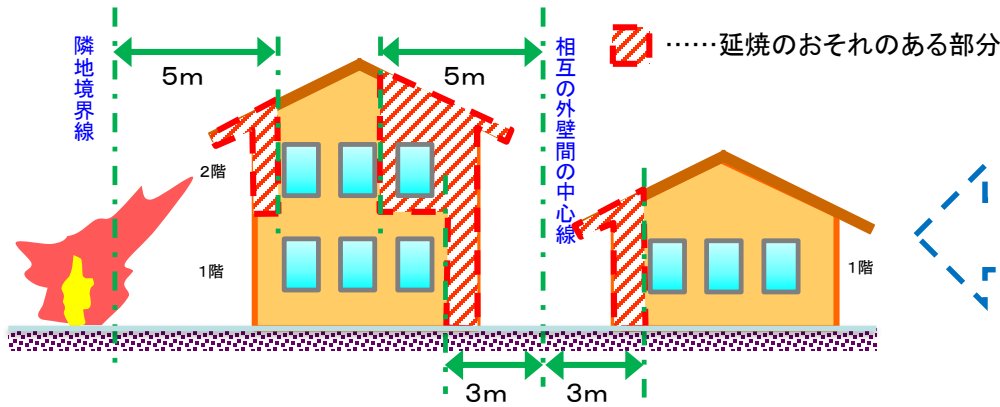
○ 市街地大火を抑制する観点から、地方公共団体が定める「防火地域」・「準防火地域」・「屋根不燃区域」においては、延べ面積・階数等に応じた性能を求めている。

 で囲まれている部分は「延焼のおそれのある部分」のみが規制対象

	階数	防火地域(法第61条)			準防火地域(法第62条)			屋根不燃区域(法第22条)
		50㎡以下	100㎡以下	100㎡超	500㎡以下	500㎡超 1,500㎡以下	1,500㎡超	
屋根	階数を問わない	不燃材料等						不燃材料等
主要構造部	4階以上	耐火構造			耐火構造			準防火構造※4 (外壁)
	3階建							
	2階建	防火構造※1 (外壁・軒裏)	防火構造※3 (外壁・軒裏)					
	平屋建							
窓	階数を問わない	防火設備(20分の遮炎性能)						—

※1: 附属建築物の場合。
※3: 木造建築物の場合。

※2: 火災時に倒壊しない寸法の柱・はり、防火構造(外壁・軒裏)などの防火措置が必要。
※4: 観覧場や共同住宅(2階建・200㎡超)などの場合は、防火構造(外壁・軒裏)とすることが必要。

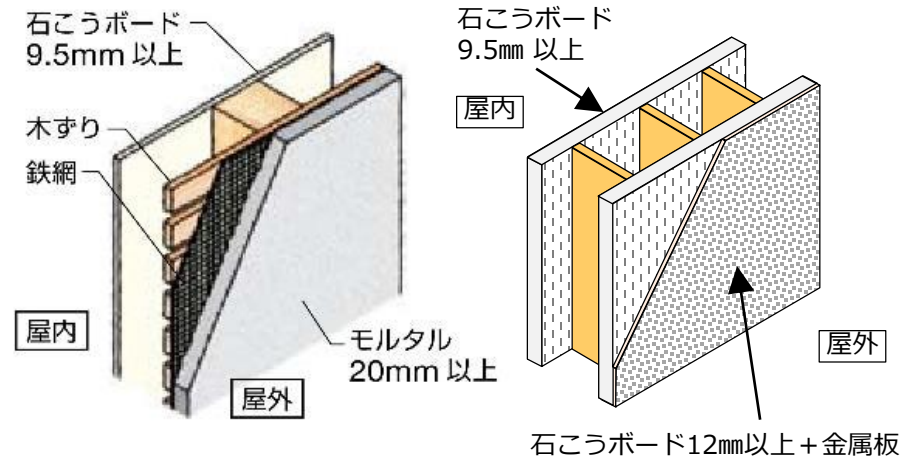


- 「延焼のおそれのある部分」という概念は、外部からの火熱を想定して、建築物の延焼を防止するために守るべき部分として定義されており、二つの建築物の相対的な位置関係によって決まる。
- 具体的には、「隣地境界線」「道路中心線」「建築物相互の外壁間の中心線」を基準線として、階数に応じた一定の距離の範囲内に入る部分として定めている。

防火構造

- 対象: 外壁及び軒裏(延焼のおそれのある部分)
- 性能: 建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために必要な性能【防火性能】
- 「防火性能」の技術的基準(令第108条)

	外壁		軒裏
	耐力壁	非耐力壁	
非損傷性	30分間	—	—
遮熱性	30分間	30分間	30分間



準防火構造

- 対象: 外壁(延焼のおそれのある部分)
- 性能: 建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために必要な性能【準防火性能】
- 「準防火性能」の技術的基準(令第109条の7)

	外壁	
	耐力壁	非耐力壁
非損傷性	20分間	—
遮熱性	20分間	20分間

